光和小学校 P.T.A.個人情報取扱規程

第１条（目的）

この規程は、光和小学校 P.T.A.（以下、「本会」という。）が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第２条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

第３条（守秘義務）

本会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

第４条（規程の周知）

本会は、この規程を総会資料または配付等により、会員に周知する。

第５条（個人情報の取得）

１．本会は、会長または役員が「光和小学校 P.T.A.加入届」、「光和小学校 P.T.A.会員カード」等を、会員もしくは会員になろうとするものから受理すること、またはその他の方法により、個人情報を取得する。

２.本会が会員から取得する個人情報は、児童および保護者の氏名、学年、学級、住所、電話番号、メールアドレス等各種名簿の作成および事業(活動)に必要な事項に必要な事項で本会の運営委員会で決定した事項とする。ただし、取得にあたっては本人が同意する事項とする。

3．要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

第６条（同意の取消し）

1．会員は、本会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別または全ての項目について同意を取消すことができる。

2．前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。ただし、既に会員に配付している名簿等については、原本（電磁的記録の場合はその記録）を破棄することでこれに替えるものとする。

第７条（個人情報の利用）

1．本会が保有する個人情報は、本会規約第３条の活動目的を達成するため、本会の事業（活動）を行うにあたり、つぎの項目に沿った利用を行う。

（1） 会員同士の連絡等を目的とした会員名簿・委員会名簿をはじめとする各種名簿の作

成
(2)　会議および事業の開催、会報誌等関連文書の送付、配信
(3)　会費の集金および管理
(4)　提出物の確認や行事等への出席確認
(5)　委員選出、並びに役員等の推薦活動
(6)　登校班の管理
(7)　広報誌、ホームページへの掲載
(8)　その他、総会または運営委員会において認められた項目

2．本会は、前項第８号により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、遅滞なく前項に定めることとする。

3．本会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第１項に定める項目の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

第８条（個人情報の提供等）

1．本会および会員は、つぎに掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

（１）法令に基づく場合
（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
（３）公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合
（４）国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
（５）役員に関するもので、国、東京都、練馬区、ＰＴＡ連合会またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、ＰＴＡに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
（６）本会の事業（活動）等を実施する委託事業者に提供する場合
（７）その他、本会の事業（活動）を行うために必要で、総会または運営委員会で認めた場合

2．本会が個人情報を第三者に提供した場合は、つぎの項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。

（１）第三者の氏名、住所、電話番号等
（２）提供した個人情報の項目および件数
（３）提供した理由
（４）提供することに対し対象者の同意を得ている旨

（５）その他特に必要があると認めた項目

3．本会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、つぎの項目について確認を行わなければならない。

（１）第三者の氏名、住所、電話番号等

（２）提供をうける個人情報の項目および件数

（３）第三者が個人情報を取得した経緯

（４）提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨

（５）その他特に必要があると認めた項目

第９条（個人情報の管理）

1．本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員もしくは委員が適正に管理する。

2．本会から配付を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

第１０条（個人情報の安全管理措置等）

1．本会は、取扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

2．本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

第１１条（その他）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第１２条（規程の改正）

この規程を改正するときは、本会の総会決議にもとづき運営委員会において決定を行う。

付　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

令和６年３月４日一部改訂